

施設利用要項

(趣旨)

第1条 本要項は、信州うえだ農業協同組合（以下、当組合という）が運営管理する各施設（以下総称して「本施設」という）の利用資格等に関する事項を定める。

(目的)

第2条 定款第7条に掲げる組合員のために行う事業について、健全かつ円滑に実施するため、農業協同組合法及び当組合の諸規程に基づいて本施設を適切に運営管理するとともに、当組合が定める「ご利用者様からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に対する基本方針」に基づき、迷惑行為や各種ハラスメントを防止することを目的とする。

(利用資格)

第3条 本施設の利用者は、次の各号の全部に適合する者に限る。

- 1 本施設の目的と主旨に賛同し、本要項、その他当組合の定める規約等を守る者
- 2 暴力団、暴力団関係企業に属する者もしくは関係者又はこれらに準ずる反社会的勢力ではない者
- 3 当組合から組合員の除名処分を受けていない者
- 4 過去において第4条の禁止事項等に抵触し、施設利用の禁止又は中止若しくは停止を宣告されていない者
- 5 その他、当組合が施設利用に適さないと判断した以外の者

(禁止事項)

第4条 利用者は、本施設の利用に際して、以下の各号に該当する行為をしてはならない。利用者が当該行為を行った場合、当組合は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の利用中止、本施設からの退去を求めることができる。

- 1 職員等を殴打したり、身体を押ししたり、掴んだりする等の暴力行為（第三者を利用してしたときを含む。以下本項各号において同じ。）
- 2 窃盗、盗撮、騒音を出す等、法令や公序良俗に反する行為
- 3 本施設の器具・備品等の損壊並びに備品等を許可なく持ち出す行為
- 4 本施設への落書き、指定場所以外での排泄等により本施設を汚損する行為
- 5 危険物を許可なく本施設内へ持ち込む行為
- 6 当組合の許可なく本施設の設備、備品や特定のスペースを独占する行為
- 7 職員等を誹謗中傷する言動
- 8 職員等への威嚇、暴力的な要求、脅迫的な言動行為や迷惑行為
- 9 物を投げる、壊す、叩くなど、他の利用者や本施設の職員等が恐怖を感じる危険な行為
- 10 職員等を待ち伏せしたり、後をつけたり、個人的交友を強要する等の行為
- 11 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本施設の職員等を拘束する等、業務を妨げる行為
- 12 職員等が行う注意や指導を無視して施設を利用する行為
- 13 当組合の事業を妨げる行為

- 14 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為
- 15 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 16 第3条第1項各号の表明又は確約に関して虚偽の申告行為
- 17 その他前各号に準ずる行為

(利用制限)

第5条 次の各号に該当する者は本施設を利用できない。

- 1 前条各号に当たる行為を行い、当組合から本施設の利用の中止を宣告されている者
- 2 各事業規程または規約等で定める利用料、会費、手数料等の滞納がある者で、当組合から利用の中止を宣告されている者
- 3 第3条の各号を満たすことができない者

(運営管理)

第6条 本施設は次の各号に基づき、運営管理を行う。

- 1 利用者は本施設の運営管理について意見を述べることができる。
- 2 利用者は、本施設の秩序の維持及び個別事情に応じた配慮から、個々人の要望にお応えできない場合があることを了解するものとする。
- 3 利用者並びに当組合は、利用者が本施設を快適に利用できるよう相互に尊重しあい、利用者は他の利用者也快適に本施設を利用できるようお互いに配慮するものとする。

(事業規程等)

第7条 本要項に定めのない事項並びにそれぞれの施設の運営上必要な事項については、それぞれの事業規程又は施設ごとの細則等に定めるものとする。

(告知方法)

第8条 本要項における利用者への告知方法は、当組合のホームページへの掲示とし、必要に応じ本施設内への掲示も行う。

(改廃)

第9条 この要領の改廃は、組合長が行う。

- ② 当組合は前項により要項等を改正するときは、第8条に定める方法で事前に利用者に告知する。

附則

1. 本要項は、令和6年3月1日より効力を生ずる。
2. この改定した要項は、令和6年10月29日制定し、12月1日より実施する。